

第3回 インクルーシブな遊具広場整備指針検討委員会 議事録

日時：令和4年12月12日（月曜） 13時30分から15時30分まで

場所：エルガーラホール7階 会議室1（福岡市中央区天神1丁目4-2）

出席者：

上角 栄子	インクルーシブふくおか 代表
清水 邦之	NPO法人福岡市障害者関係団体協議会 理事長
野口 信介	東福岡特別支援学校 校長
平井 康之	九州大学大学院芸術工学研究院ストラテジックデザイン部門 教授
道下 美里	三井住友海上火災保険株式会社 パラアスリート
堀内 規生	パラアスリート伴走者（道下委員補助）

【事務局】

福岡市住宅都市局公園部整備課

1. 開会

〈平井委員長〉

本日は活発なご議論をお願いします。本日の議事内容の説明をお願いします。

(1) 本日の議事内容について

○事務局

(資料1の説明)

○全委員

(質問は特になし)

2. 議事

(1) 整備指針(案)について

○事務局

(資料2 I章の説明)

○委員長

3ページ、「当事者の思いを汲み取り」と書いていますが、遊具ありきではなく、当事者の思いを入れるのが大事だと思っています。

○委員

良いと思います。

○委員

同じく、良いと思います。

○事務局

(資料2 II章の説明)

○委員

定義は分かり易い。言葉の整理的になると思うが、本委員会の最初の頃は、公園とするか、広場とするか、遊具広場とするかなどの議論があり、結果子ども広場になったので、定義も「遊ぶ」となっているのは理解できるし、よいと思います。一方、公園を居場所と考えると、「自分らしく遊ぶ」ではなく「自分らしく過ごす」という言葉でもよいかと思っています。遊ぶ場所という空間なので、居場所という感覚があっても良い気がしました。

7ページ、「排除」という言葉について、おそらくインクルーシブ的なことを語るときに使われる言葉だと思いますが、「知覚的排除、感情的排除」とはどのようなことを指すのでしょうか。また、順番として「精神障がい」が1番目に記されていますが、精神障がいというのは精神の疾病、疾患からきていて、発達障がい、知的障がいのとらえ方とはニュアンスが違うように感じるのですが、なぜ一番上にあるのでしょうか。また、8ページでは5番目に記されています。順番は関係ないかもしれないが、資料の整合性は必要かと思っています。また、

「外国人」という分類が唐突に感じる気がします。ここでは「知覚的排除、感情的排除」が書かれていますが、どのようなことをさすのでしょうか。

9 ページ、一般的に医学モデル、個人モデルの場合は、その個人の障がいが生ずる上で何らかの障壁になっているというとらえ方だと思います。医学モデルの場合、障がいの解消に向けては、リハビリとか、視覚障がいなら眼鏡などということになるかと思われます。医学モデルの場合、当事者が努力し改善することを指すことが多い気がします。バリアフリーとしているので疑問を感じました。社会的障がいのところがバリアフリーになるのかなと思います。そう考えると、図2の四角の枠そのものが社会モデルを指すとすればいいのかなと思います。そのことで、その人の保有する障がいの解消、障壁の解消をバリアフリーで解消すると、社会的障がいの方は合理的配慮と記されているので、心のバリアフリー的な視点で、心理的障がい、いろいろな偏見や健常者が優先される社会環境などを解消すること示すことになるのではないかという気がしました。医学的と社会的の言葉に惑わされないようにするために、もう少し具体例を挙げたほうが良いと思いました。

○委員長

遊具広場から子ども広場への名称についての最初の質問ですが、自分らしく過ごす場でもあるという指摘は、龍門議員からもいただきました。「子ども広場」という言葉に居場所づくりを含めて使っていると説明しました。皆さんの認識もそうかと思います。さらに必要であれば、表現を工夫したいと思います。

7 ページの並ぶ順番は、視覚障がいとか内部障がいがあるのが一般的ですが、下の表に示していますように、身体的障がいより知的障がいの方が割合的に多いということ、また精神、発達、知的障がいのグレーゾーンの方が大きな割合としてあるので、あえてこの順番にしました。一方で8 ページがその順番になっていないので統一する必要があると思います。

知覚的排除には、言葉の問題や情報の問題も入っています。例えば我々が海外に行くと日本語が使えないのも知覚的排除で、社会的障壁として人と人の中にある障がいとしてとらえています。ここで「外国人」については、「日本語を母国語としない方」という言い方に変えてもいいかなという意見もありました。その理由は、単に日本語を英語にしたら良いという言語の問題だけではなく、イスラムのような文化の問題もあるので、分かり易い言い方にする必要はあると思います。

最後の9 ページの医学的障がい、社会的障がいのところもご指摘の通りで、一般的な書き方にしすぎたかもしれません。メディカルモデルの例をバリアフリーと書きました。その人の障がいに対して後から対応するという狭い意味でバリアフリーを使っています。社会的障がいは、その人の持つ障がいではなく、社会の中にある障壁という意味で使っています。言葉の問題や制度の問題など、お互いが歩み寄って議論をして解決するのが合理的配慮の意味です。ここはもう少し説明して例を入れて補強すべきと思いました。

○委員

7 ページの身体的排除などについては、用語集はつけるのでしょうか？

○事務局

分かりにくい言葉には説明があった方が良いでしょう。

○委員

障がいに関心が高い人や、理解のある市民は、この言葉が分かると思うが、関わりがない人は用語の意味が分からないだろうから、解説は必要だと思います。

○事務局

「排除」という言葉は3ページに「インクルーシブとは」と定義のところに書いている。しかし、あちらこちらに散らばって書いているので、整理したい。

○委員

7ページ、視覚障がいにおいては「知覚的排除」もあるのではないのでしょうか。

○委員長

それも入ってきます。追加します。

○委員長

逆に質問ですが、7ページの、「特に配慮すべき利用者」は対象を決めないと誰に対してこの広場のサービスを提供するか分からないので、様々な障がいの方と外国人の方を入れていきます。今後これで固定なのか、他の可能性も入れるようフレキシブルに考えるか。

○委員

対象は時代とともに変わるだろうから、余裕を持たせたい。

○委員

インクルーシブという当事者の思いを汲んでいくということで、それが「特に配慮」と理解すればよいですか。

○委員長

そこは明確に定義するの必要はありますが、様々な社会的要因からの「特に配慮すべき利用者」の選定には難しさがあるかなと思っています。では、ここは将来的な含みを持たせることは考えられますか？

○事務局

「柔軟に」というご提案があるようなので「その時の社会的、環境的状况に応じて柔軟に対応していくべきだ」など書くことはできるかと思われる。当面は、この対象で進め、将来的に柔軟に対応できるようにしたい。

○事務局

(資料2 III章の説明)

○委員長

若干補足すると、イメージ図でインクルーシブな子ども広場がこんな場所になったらいいなという理想像を描いています。これは今の実証実験会場の約3倍の広さで、上角副委員長の案を中心に絵をおこしたものになります。左側に大きな築山があって、スロープで上まで登れるようになっています。上から滑り台で降りますが、見晴らし台だけの目的で行っても十分楽しめるようにしている。築山左側の周辺部は小道になっており、一人で静かに遊べたり、音遊びができたりする。右は広い芝生エリア、クライミング、小川があったり、ごっこ遊びもできたり、自由に走り回れるゆったりしたスペースもある。その両者の上のところには休憩所と、交流遊び場ということで複合遊具など、みんながわいわい遊ぶような遊具をま

とめているというプランです。これは、今の実証実験会場を見てみると、健常のお子さんがかなり見えて、障がいのあるお子さんが一人遊びができるスペースがないというところからこのプランを考えました。また、地域の身近な公園については1,000㎡程度と制限があってグラウンドを設けなければいけないとか、様々な方が使われるので、グラウンドをとった跡のスペースに滑り台付きの小さい築山があったり、かごぶらんこ、普通のぶらんこ、植物は木が立っていて、グラウンドが長方形なら、それを囲む形でL形に遊び場があることで、少し距離をとっても遊べるような遊具と、自然遊びができるスペースを設けているところ です。

○委員

細かいところまでまとめてあり、良いと思います。

○委員

学校で子どもたちを遠足に連れていく時、最初に見るのがトイレの数です。ある子が使っている時トイレが使えないことがあります。また、遊びに夢中になってギリギリになって、トイレに駆け込む子もいるので、ある程度のトイレの数が遊び場の近くにあるとありがたいと思います。トイレが目立たないところにある公園もあるが、それは危ないと感じることがあります。明るい公園づくりとしてこのイメージ図があると良いと思います。水飲み場も欲しい気はしますが、今はペットボトルを持っていく人が多く、水道水から直接飲まないことが多くなっているとすれば、水飲み場はあまり気にしなくてもよいのかもしれませんが。

○委員長

ワークショップにおいても、一人の親から、特に気を付けることなく子どもを着替えさせるシーンを目にするが、女の子の場合性犯罪にもつながる恐れがあるので危ないとの声もあった。そういう視点でも、トイレの設置場所に配慮が必要と思いました。

18 ページ、表3の情報環境に関する事項に、55 ページにある行政からの情報発信やお互いが交流していくことを入れていたはずですが、どうしてこのような構成になっているのでしょうか。情報系はここに項目を戻した方が良い気はしますがどうでしょう。

○事務局

IV章までは、ハードを主体にして整理しています。一方で「情報発信」はウェブや事前に情報を得られるような情報環境の提供というソフト的なところと考え、V章の管理運営にまとめています。V章まで説明してから、あらためてご意見をお願いします。

○事務局

(資料2のIV章の説明)

○委員

よくまとまっていて分かり易いと思います。25 ページの一つわからない用語があります。身体的遊びとは身体的自由探索とありますが、「探索」という言葉は一般的に使われているのでしょうか。「遊び」を「自由探索」という言葉で表現してよいかの確認です。また、25 ページの二つ目の四角で、「肢体障がい」が初めて出てきています。他は「肢体不自由」と書かれているが言葉の使い方としてどうなのでしょう。

29 ページ、これは良い書き方だなと思っています。ここには、回る遊びの具体例に遊具の説明に加え、こんなことが生まれやすいと書かれています。この書き方はここだけで、他は

遊具の紹介となっています。「その遊びでこんな感覚が高まりやすい」などの説明の方が、その遊びを位置付ける意味が分かり易くてよいと思います。

49 ページのトイレについて、「特に配慮すべき利用者」が主語だと、おそらく障がいのある方を指していると思いますが、オブラートに包みすぎで分かりにくいと思います。色々な場面で障がい者と使っているのに、ここだけ「特に配慮すべき利用者」となっており、「例えば車いすの利用者は」と書くことで具体的なイメージ像が浮かびやすくなる気がしました。

○委員長

25 ページ、「自由探索」という言葉について説明します。すべる、揺れる、回るなどの遊びを書いていると、具体的にその遊びをしなければいけないととらえられるのではないかと思います。ここで言いたいのは、自由に色々組み合わせて遊んでくださいという意味であって、遊びの自由度を強調するため「自由探索」という言葉を使っています。あと、肢体障がいという言葉は、用語の統一ができていませんでした。「身体障がい」に統一して良いでしょうか。

○委員

身体障がいなら、視覚障がいや聴覚障がいなども入るから、意味が変わる気がします。肢体障がい、皆さんに違和感がなければ、このままでいいと思います。

○委員長

では、このままにします。全体的に用語の統一は事務局側にて作業をお願いします。それから 29 ページ、「メリットが分かり易い書き方」ということで、少々難しい面がありますが、他の文章も工夫したいですね。49 ページ、「特に配慮すべき利用者」という書き方ですが、7 ページで 8 つの定義をしていて、それら全てを包含されているという意味ではありますが、もっと説明した方がよいでしょうか。

○委員

例えば車いすを使っている特に配慮すべき利用者など、イメージがつきやすくした方がよいかという趣旨です。イメージだけの問題かなと思います。

○委員長

ここも少し表現を考えましょう。

○委員

55 ページですが、利用者同士の理解者が深まる情報発信と示され、子ども同士、保護者同士の助け合いとありますが、どのような情報発信をイメージしているのかが分かりにくいと思います。例えば、ホームページで障がいの方に対する配慮の仕方、声かけの仕方などを発信するととれる気がします。公園施設内での情報発信ということと、公園外における啓発も含めた情報発信と、どちらを指しているのでしょうか。

○事務局

57、58 ページの子ども広場の入口の看板や遊具の看板の個別配慮事項にて具体的な情報発信を記載している。子ども同士や保護者同士の助け合いに繋がる情報などをイメージしており、公園内の話についてである。

○委員

分かりました。

○委員

トイレの件ですが、「特に配慮すべき利用者」が主語で良いと思う。身体が大きくなった子ども（知的）で、特に異性の場合は、同じトイレに行くことができず、多目的トイレを利用します。車いすだけではなく、色々な障がいがある子に対応して欲しいので、このままでいいと思いますが、「個別配慮事項」のところに具体的に書いてもいいのではないのでしょうか。

○委員長

イメージできるかが大事で、文言を補助するか、ストーリーが分かり易い書き方を工夫しましょう。この整備指針の位置づけは非常に大事で、この指針を業者に対して出すのか、利用者も含めた多くの人々に共有するバイブルのようなものなのか、利用対象を決めるのが課題かと思います。我々はいろいろな方に読んでもらって理解して欲しいと思っています。

○委員

指針だからパブコメはないですね。私が、この指針を見るとしたら頭から順に見るのではなくて、トイレのところだけを見るなど、必要のところだけを見ると思います。そのため、該当するページを読んでイメージできるかどうかは大切だと思います。部分を読んでも理解しやすければ、業者だけではなく色々な方が見てくれるのではないのでしょうか。

○委員

私が伝えたことがしっかり入っていてありがたい。ところで、アクセスにおいて、行く前に情報として視覚障がい者が知りたいのは、例えば地下鉄何番出口から徒歩何分と具体的なものがあると良いのですが、どこに書いていますか。

○事務局

この後のV章の管理運営で事前の情報提供は書いています。そこでまたご指摘いただければと思う。

○委員長

公園に行く前という話は非常に大事で、言葉の地図など、どこまで情報が用意されているかというアクセスのしやすさで、利用してみたいなと思うかが決まってくると思う。今は、章を別にしているが、流れと見やすさは検討した方が良さだろう。情報のメディアはホームページだけなのか、保護者はラインやアプリなどが使いやすかったりするので、広い視点で考える必要があるだろう。

○事務局

（資料2のV章の説明）

○委員

実際に運営が始まった時は、遊具など経年で手入れ、交換が必要だろう。とにかく事故が起きないように管理して欲しい。

○委員

60 ページ、学校等をカッコ書きで書いていますが、学校種でいけば、「特別支援学級」という種はなくて、小学校の中に設置されている学級になります。(小学校、中学校、特別支援学校)というのが一般的な並記の仕方なので、特別支援学級に言及するなら、小学校(特別支援学級)とするべきだと思います。また、ここに中学校が入らないのは、年齢12歳で区切っているからでしょうか。

○事務局

遊びということで12歳で区切っていますが、中学校も入れた方がよいという意見があればぜひ伺いたい。

○委員

中学校を含むと、さらに考えないといけないことが出てくるのかもしれませんが、年齢は問わないということもあるのではないのでしょうか。中学校にも特別支援学級があるので、その子どもが行くとなると(小学校、中学校、特別支援学校)でも良い気がします。また、一般的に、「健常児、障がい児、障がいのある子、障がいのない子、障がいのある子ども」など、これらの言葉の使い分けに意図があるのでしょうか。ちなみに文科省は「障がいのある子ども」とか、「障がいのない子ども」を使っています。

○事務局

まだ表記ゆれがあるので統一させていただきます。

○委員

読み手の印象を含めて配慮して欲しいと思います。

○委員長

この章は、公園がオープンした後はどう動いていくかを定める部分でもあります。持続的に参加できる仕掛けがあると良いだろうと思う。それをうまく促してくれるように具体的に内容を上手く書いていくと良いと思う。現時点でもうまく書かれていると思うが、これをどう活用していくかも考えないといけない。

○委員

上手く書かれていると思います。実現したらいいなと思うのは、特に教育・福祉を専攻している学生の学ぶ場所になることです。学校と連携をして、公園ができた時にスタートできるといいと思いますので、そのスケジュール感で進めて欲しい。

○委員長

情報提供で学校なども出てきていますが、教育委員会とどう関りをもっていくかは大事だと思います。指定管理者などが運営管理をしていく内容なのか、あるいは福岡市のさまざまな部局を含めて連携していく内容で書いていくかでだいぶ違うだろう。東京では教育委員会も動いていて、校庭にインクルーシブ遊具を設置するという話しを龍門議員から伺った。このような広がりができるればいいと思う。

○事務局

今年の11月に、舞鶴公園の実証実験会場で管理者向け勉強会をしました。管理者と指定管理者とそれ以外にも市内に声掛けして、教育委員会や福祉局、こども未来局なども来ました。

今の取り組みの状況を説明して、皆さん本取組みに関心を持っていました。連携が大事と
思っていますので、整備指針をつかった後に勉強会などを年度中には一回はやりたいた
と思います。

○委員長

情報環境は、全体的につながるようにしましょう。その前のIV章までは「何々を
すること」と書いているので、そこも少し整理しましょう。

○事務局

承知しました。

○委員長

意見がこれ以上ないようなので、議論を終わりたいと思います。

○委員長

さて、整備指針に掲載していませんが、大事だと思うことを4つ挙げます。一つ目「
多くの市民が利用できる機会を早期実現のために、市内一箇所だけではなく、複数箇
所に早期に整備をして欲しい」。2つ目「福岡市営に限らず国営や県営の公園、民間
企業にも整備の働きかけをして欲しい」。3つ目「NPO、市民団体、民間企業、地
域などが継続して管理運営に参加する仕組みづくりをして欲しい」。4つ目「整
備後も継続して課題を指針に反映し、バージョンアップして欲しい」という4つ
を提言したいと思いますが、各委員の皆様如何でしょうか。

○全委員

良いです。

○委員長

本日の議事は全て終了となります。これで検討委員会は最後になりますので、
各委員から一言ずつお願いします。

○委員

担当の職員の方、大変でしたけどお疲れ様でした。当初はどうなるか心配でしたが、
当事者の声に寄り添っていただき、また、意見が反映された整備指針になり、本当
に感謝いたします。これから公園ができるのが楽しみです。今後ともよろしくお
願いします。ありがとうございました。

○委員

最初はどうかと思った。まず遊具から入ったので、遊具そのものことなのか、
公園そのままのことなのか分からなかった。最終的には立派な指針になり、す
ごいと思う。この取り組みは、今からの公園の概念を大きく変えていくもの
になるだろうと思う。私どもは正直、公園は行くところという感覚はない。
ましてや遊具で遊ぶなんていうと感覚は無かった。だけど、私たちが地域で
生活していることをみなさんにも認識していただくという意味では、遊ぶ・
遊ばないに関係なく、公園に出向いて見ていただくことに意味があるだろ
う。ぜひ、この取組を広げて欲しい。なお、最初は珍しいから来るけどなか
なか継続が難しく、尻すぼみになり誰も来なくなることが多い。そうなら
ないように進めて欲しい。

○委員

最初は、この場にどう関われるのか不安でしたが、しっかり私どもの声を聴いて頂いて、当事者の意見を取り入れて下さりありがたい。実際に公園を利用した人が、仲間を誘いたくなる公園を目指して頑張ってください。

○委員

この場に招いて頂いたことが自分自身にとって良かったと思っています。市がインクルーシブという視点で障がいのある子どもたちを中心とした公園づくりに着手していることを、多くの市民は知らないのではないかと思います。このように一生懸命協議を重ねて、新しい方向性を見出している営みを広く知らせて欲しいと感じています。教育委員会管轄の学校もこの取り組みに刺激を受け、子どもたちのためにと邁進していくエネルギーにしていかなければいけないと思いますので、そういうことも学校に戻り伝えていきたいと思います。特に、委員長、副委員長が熱心に取り組み、当事者や、学識経験者の言葉を聞き協議できたのは、特別支援学校を運営するものとして刺激になりました。色々な方とつながって、こういった公園ができているということ、実際に出来上がった公園に行ってみて味わえれば良いと思います。今後も継続してつながっていくことを期待しています。

○委員長

今回は3回目の整備指針検討委員会で、これで無事に終了となります。みなさんがご協力いただいた賜物だと思います。この委員会はアクティブでいい雰囲気最後まで議論ができたと思います。色々福岡のプロジェクトに関わっていますが、この委員会はとても良かったと思っています。アンケートやインタビューなどかなり数を重ねましたし、みなさんの想いを反映させた整備指針ができたのではないかと思います。こうあるべきではなく、幅をもたせた、様々な人が入りやすい整備指針になったと思っています。なお、整備指針が独り歩きしてしまうのが怖い気もする。実際に計画して実装していく中で、様々な方が関わると思うが、単に文言だけではなく、ストーリーとして伝えていけるような内容になればと思います。住宅都市局公園部整備課の皆様、ぜひ整備指針だけが独り歩きするのではなく、皆さんで取り組んで欲しいです。皆さん、ありがとうございます。

3. 閉会

○事務局

たいへんお忙しい中、ご協力ありがとうございます。みなさんの熱い思いを受け止め、同じ気持ちで進められました。皆さんおっしゃるように整備指針を作って終わりではない。担当部署の熱い思いだけではなく、この思いを広げていきたい。なお、今後もたびたび意見を聞くこともあるかと思っていますので、よろしく願います。また今日ご指摘いただいた部分は修正が必要ですし、文言が統一できていなかったりするので、委員長と調整をさせていただきまして、年内、もしくは年明けにでも最終の成案として整え、また共有させていただければと考えております。その後、実際設計して来年つくる公園に反映したいが、そこも整備指針を読み解きながら進めるので、その時にもまたアドバイスをいただければと思います。以上で終わります。ありがとうございました。

以上